

# 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、  
仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、  
次のように行動計画を策定する。

- 1.計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日
- 2.当社の課題 2024年度の年次有給休暇の取得日数が  
10日以上の取得率が46.7%である
- 3.目標と取組み内容・実施時期

## 目 標

2028年3月までに年次有給休暇の取得日数10日の取得率を  
75%以上とする

## 4.対策計画

### 取組み内容・実施時期

- |          |  |
|----------|--|
| 2025年4月～ | 年次有給休暇の取得状況について実態を把握                           |
| 2025年9月～ | 社内検討委員会での検討開始                                  |
| 2026年4月～ | 計画的な取得に向けた管理職研修の実施<br>および社員研修                  |
| 2027年3月～ | 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の<br>とりまとめなどにより取得促進のための取組の開始 |